

介護予防・日常生活支援総合事業

重要事項説明書

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	一般社団法人 つばさ
主たる事務所の所在地	〒656-0443 兵庫県南あわじ市八木養宜上446番地1
代表者(職名・氏名)	代表理事 出口 博久
設立年月日	平成21年10月1日
電話番号	0799-43-3011

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	街かどステーション D-flap	
サービスの種類	第1号通所事業(介護予防通所介護相当)	
事業所の所在地	〒656-0443 兵庫県南あわじ市八木養宜上446番地1	
電話番号	0799-43-3011	
指定年月日・事業所番号	平成23年4月1日指定	第2871700924号
利用定員	20人(通所介護事業を含む)	
通常の事業の実施地域	南あわじ市、洲本市	
管理者	久保 俊樹	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業(介護予防通所介護相当)は、事業者が設置する事業所(デイサービスセンター)に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始(12月30日から1月3日)、祝日(月曜を除く)を除きます。
受付時間	9:00～17:00
サービス提供時間	9:15～16:45

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務形態(常勤換算)
生活相談員	1人以上
看護職員(業務委託)	1人以上
介護職員	3人以上
機能訓練指導員	1人以上

7. 利用料(契約書第5条参照)

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割負担、2割負担、3割負担となります。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

- (1) 第1号通所事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料…基本部分、加算の合計の額となり
- (2) ます。

【基本部分:介護予防通所介護相当】

◆南あわじ市・淡路市

利用者の要介護度	基本利用料		利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
	回数	金額			
事業対象者 要支援1	1回につき	4,360円	436円	872円	1,308円
	月5回を超えた場合	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者 要支援2	1回につき	4,470円	447円	894円	1,341円

	月9回を超えた場合	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円
--	-----------	---------	--------	--------	---------

◆洲本市

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 要支援1	17,980円(1月につき)	1,798円	3,596円	5,394円
事業対象者 要支援2	36,210円(1月につき)	3,621円	7,242円	10,863円

(注1)上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算:介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

□	加算の種類	加算の要件(概要)		加算額			
				基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
□	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	別に厚生労働大臣 が定める基準に適合 している場合	要支援1	880円	88円	176円	264円
			要支援2	1,760円	176円	352円	528円
□	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)		要支援1	720円	72円	144円	216円
			要支援2	1440円	144円	288円	432円
□	サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)		要支援1	240円	24円	48円	72円
			要支援2	480円	48円	96円	144円
□	介護職員等 処遇改善加算(Ⅰ)ロ		1月につき 所定の単位数の120/1000加算				
□	科学的介護推進 体制加算(Ⅰ)		1月につき40円(1割負担の場合)				

(注2)当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

○ 第1号通所事業・介護予防通所介護相当サービスにおいて、月ごとの利用回数が規定回数を超過した場合は月ごとの定額制となるため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。

- 一 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- 二 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- 三 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

○ 第1号通所事業・介護予防通所介護相当サービスにおいて、月ごとの定額単価を採用し、かつ月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

○ 提供を受けるサービスが、介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。なお利用金等を変更する場合は、変更行う1か月前までに文章等でお知らせいたします。

(2)その他の費用

<input type="checkbox"/>	食 事	食事を希望される場合は一食につき700円をいただきます。 ※当日キャンセルされる場合は、食事代を半額ご負担いただきます。
<input type="checkbox"/>	飲み物代	利用者に提供する水分補給に係る費用については別途いただきます 飲み物100円
<input type="checkbox"/>	おむつ代	おむつの提供を受けた場合、実費相当額をいただきます。
<input type="checkbox"/>	洗濯・乾燥	希望される場合は、光熱費及び洗剤使用料として1回50円いただきます。
<input type="checkbox"/>	複写物の交付	サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。
<input type="checkbox"/>	レクリエーション・ クラブ活動、 社会参加	利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動、社会参加による買い物や飲食については自己負担となります。また材料費等も実費をいただきます。
<input type="checkbox"/>	医療材料費	提供を受けた場合、実費相当額をいただきます。
<input type="checkbox"/>	通常の事業実 施区域外への 送迎	通常の事業実施地域外の地区にお住いの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記の料金をいただきます。 実施地域以外の送迎に要する時間が1時間につき1,000円
<input type="checkbox"/>	その他	利用者の希望により外部からのサービス派遣を調整して受けたサービスは全額負担となります。 ※上記以外に自己負担が適切と判断した場合は協議の上で決定します。

(3)利用料金のお支払い方法(契約書第8条参照)

上記(1)から(2)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、翌月末日までに次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、郵送または手渡しでお渡します。

支払い方法	支払い要件等
窓口での現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。
事業者指定口座への振込	下記の指定口座への振り込みを希望される場合は申し出てください。 ※振込手数料は、ご利用者様のご負担となります。 ①淡陽信用組合 市支店 普通 0163414 一般社団法人 つばさ 代表理事 出口 博久 ②郵便局 記号 14340 番号 82903291 一般社団法人 つばさ

8. 利用の中止、変更、追加(契約書第9条参照)

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、事業者申し出て下さい。
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。
- 利用者の体調不良や状態の改善等により個別サービス計画に定めた期日より利用が少なくなった場合、又は個別サービス計画に定めた期日より多かつた場合であっても日割りでの割引又は増額はいたしません。
- 利用者の状態の変化等によりサービス提供量が個別サービス計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、地域包括支援センター等と調整のうえ、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更申請、要介護認定申請の援助等必要な支援を行います。

9. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)(契約書第18条参照)

契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような理由に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② ご契約者が要支援状態でなくなった場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な破損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照ください)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第19条、第20条参照)

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ① 予防給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院及び入所された場合(一部解約はできません)
- ④ ご契約者の「介護予防サービス計画」が変更された場合(一部解約はできません)
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によってご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等傷つけた場合もしくは傷つける具体的な

恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第21条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。この場合には、事業者は契約終了を希望する日の1カ月前までに契約者に通知するものとします。

- ① ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、
又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも
かかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス
等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
但し、事業者は契約者が以下の事項に該当する場合は、事業者は本契約の全部又は一部を即時に解除することができます。
- ④ ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービスの従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、ご契約者が重大な自傷行為(自殺に至る恐れがあるような場合)を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

(3) 契約の一部が解約または解除された場合(契約書第22条参照)

本契約の一部が解約又解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助(契約書第18条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うように努めます。

10. サービス提供における事業者の義務(契約書第11条、第12条参照)

事業者は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第11条、第12条に規定される義務を負います。事業者は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。(但し、コピー代は有料となります。)
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または、他の利用者等の生命、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必

要な場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等処置を講じます。

- ⑦ 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご契約者の同意を得ます。
- ⑧ ご契約者に対する感染症対策及び食中毒の発生やまん延を防ぐため、感染症対策指針を作成して、職員へ周知徹底するとともに、感染症対策委員会・職員への研修を定期的に行うものとします。
- ⑨ ご契約者に対する事故発生・再発防止のための措置として、事故発生時対応等の指針を整備し、事故発生の報告、分析、改善策の職員への周知徹底を図る体制を整備するとともに、事故防止のための委員会、職員への研修を定期的に行うものとします。

11. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用上で必要なもの以外は原則として持ち込むことができません。

(2) 施設・設備の使用上の注意(契約書第13条、第14条参照)

- 施設及び設備の使用については、その本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

12. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務付けるのものでもありません。)

協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 八木病院
所在地	南あわじ市八木寺内1147
診療科	内科・外科・整形外科・泌尿器科・皮膚科・リハビリテーション科

13. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び南あわじ市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

14. 苦情相談窓口(契約書第25条参照)

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0799-43-3011
	受付時間	月曜日～土曜日 10:00～16:00
	苦情受付者	生活相談員
	苦情解決責任者	法人代表者

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	南あわじ市市民福祉部長寿・保険課	電話番号 0799-43-5217
	洲本市健康福祉部介護福祉課	電話番号 0799-22-9333
	洲本市地域包括支援センター	電話番号 0799-26-3120
	ごしき地域包括支援センター	電話番号 0799-33-0503
	淡路市健康福祉部長寿介護課	電話番号 0799-64-2145
	兵庫県国民健康保険団体連合会	電話番号 078-332-5617

15. 損害賠償について(契約書第15条、16条参照)

(1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

(2) 事業者は自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者(その家族も含む)が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者(その家族も含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行なった行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

16. 非常災害対策について

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

17. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の予防のために次に掲げる措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止に関する責任者に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用の支援
- (3) 苦情解決体制を整備
- (4) 虐待防止を啓発、普及するための研修の実施

(5) 虐待防止委員会の設置、開催

18. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から必要時の委員会の開催、施設としての指針の整備、研修の実施、訓練の実施を取り組めます。

19. 業務継続計画の策定等について

感染症や災害が発生した場合において、利用者が継続して指定介護の提供を受けられるよう業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき、重要事項の説明を行いました。

日 時 令和 年 月 日 時 分より
場 所

説明者 職 種
 氏 名

事業者 事業者名 一般社団法人 つばさ
 住 所 南あわじ市八木養宜上446番地1
 代表者名 代表理事 出口 博久

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、同意しました。

契約者 氏 名

